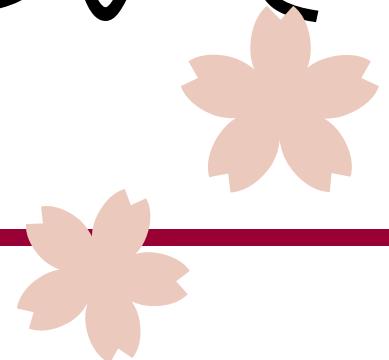


桜井東中学校区における 学校統合の見直しについて



桜井市教育委員会

1 これまでの経緯



【桜井市の状況】

- ・全国と同様に少子高齢化が進展一特に中山間地域ではその傾向が顕著
- ・総学級数が法令上適切とされる基準に満たない小規模校が多く存在する状況
→今後もこの傾向は続くものと予想

【学校規模・配置の適正化に向けた流れ】

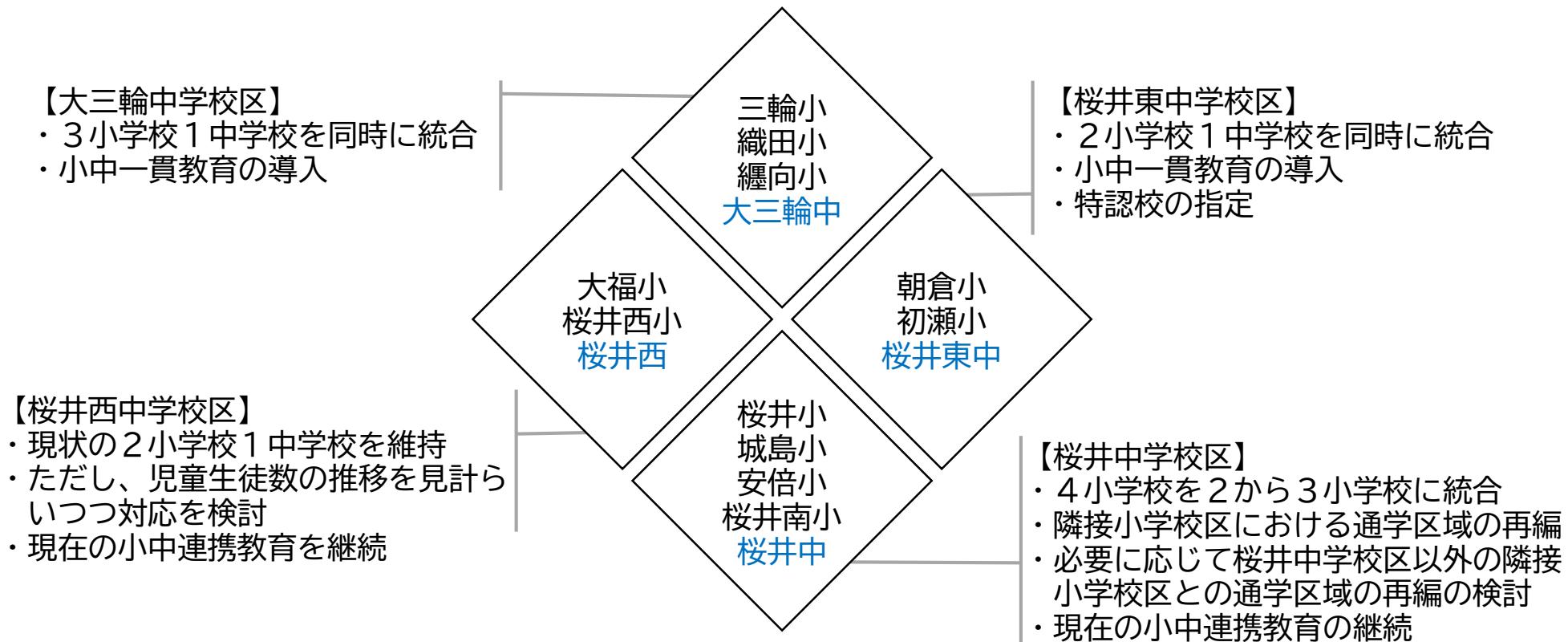
平成30年3月	「桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」策定
令和 2年3月	「桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）」策定
令和 5年5月	令和5年5月 「桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）」策定

本実施計画は、令和12年までを見据えていますが、上位計画及び関連する計画の改訂や児童生徒数の推移等により、必要に応じて内容の見直しを図ります。

桜井市立学校の規模適正化について



【適正化の方針及び統合イメージ】



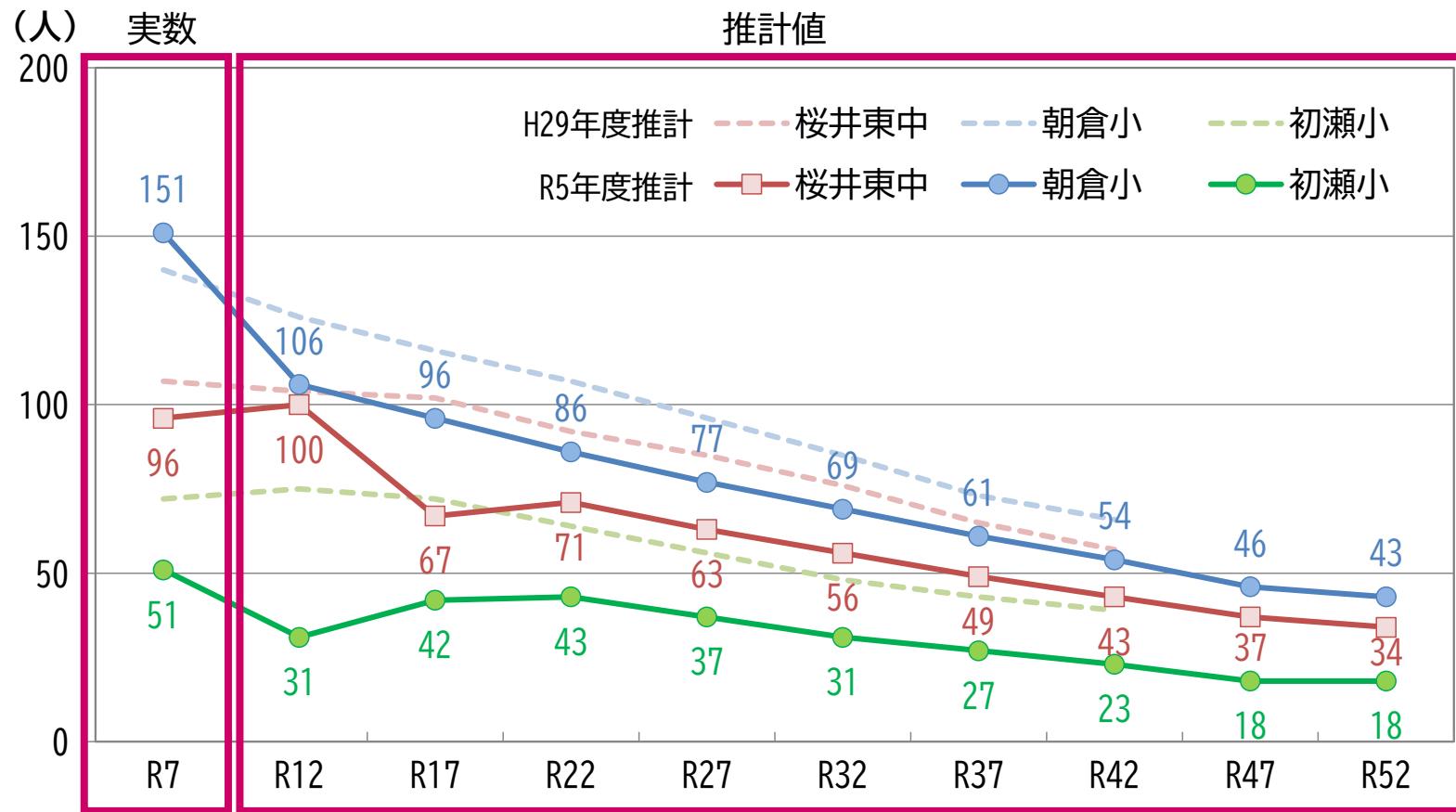
資料：桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）

2 学校の規模



(1) 児童生徒数の推計

○令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所から
市町村別の将来人口が公表
→更なる人口の減少が明らかに



資料：桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）、桜井市教育委員会資料

3 学校の敷地と施設（1）



	朝倉小学校敷地	初瀬小学校敷地	桜井東中学校敷地
航空写真			
敷地面積	13,818m ²	12,528m ²	27,216m ²
体育館	994m ² (1982年12月建築) アリーナ部687m ²	799m ² (1988年2月建築) アリーナ部588m ²	1,233m ² (1994年3月建築) アリーナ部：980m ²
運動場	7,223m ² 近隣に利用可能な 代替施設がない	8,028m ² 必要に応じて桜井東中学校敷地 の運動場を併用	14,397m ²

※敷地面積に体育館・運動場の面積を含む

3 学校の敷地と施設（2）



- 平成22年度には必要なすべての学校で耐震改修工事が完了
- 朝倉小学校及び桜井東中学校では老朽化が進んでおり、今後も大規模な改修が順次必要

学校名	建築年	経過年数	構造	階数	延床面積 m ²	運動場面積 m ²
朝倉小学校	S 5 7 (1982)	43年	R C	4	6,255	7,223
初瀬小学校	H 9 (1997)	28年	R C	3	4,764	8,028
桜井東中学校	S 4 1 (1966)	59年	R C	3	6,920	14,397

旧建築基準で
建設された校舎

資料：桜井市教育委員会資料

3 学校の敷地と施設（3）



	朝倉小学校敷地	初瀬小学校敷地	桜井東中学校敷地
土砂災害警戒区域等の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊特別警戒区域 ・土石流特別警戒区域 ・土石流警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊区域 ・土石流警戒区域
	■ 急傾斜地崩壊特別警戒区域 ■ 急傾斜地崩壊区域 ■ 土石流特別警戒区域 ■ 土石流警戒区域		
洪水浸水想定区域の指定状況			
	■ 0.5m未満の区域 ■ 0.5m～3.0m未満の区域		

4 まとめ（1）



人口の推移を見計らいながら、中学校区の再編に至る可能性をも考慮し、災害の視点からも、より注視した学校規模・配置の適正化を進めることが必要と判断し、本実施計画の見直しに至りました

桜井東中学校区に設置する学校は、小中一貫による学習の連続性を生かし、発達段階に応じて柔軟な指導が可能となり、より地域と連携した特色ある教育の展開が期待できる「義務教育学校」としました

義務教育学校とは



小中一貫教育の3類型

併設型小学校・中学校

- 修業年限は小・中学校と同じ
- 校長は各学校に1人
- 小学校・中学校別々の教職員組織
- 教員は各学校に対応した免許を保有
- 施設の一体・分離を問わず設置可能

- 小・中学校が同じ設置者
- 教育委員会規則等で併設型小中学校であることを明らかにする

連携型小学校・中学校

- 小・中学校が異なる設置者
- それぞれの教育委員会規則等で連携型小中学校であることを明らかにする

義務教育学校

- 修業年限は9年
(前期課程6年・後期課程3年)
- 校長は1人
- 一つの教職員組織
- 教員は原則として小・中免許を併有
- 施設の一体・分離を問わず設置可能
- 条例の改正が必要

4 まとめ（2）



<桜井東中学校区における義務教育学校の設置場所>

義務教育学校の設置場所は、初瀬小学校敷地とし、
校舎等に長寿命化改修を行い、リニューアルします

<桜井東中学校区における義務教育学校の開校時期>

- | | |
|-----------|---|
| 令和10年度 | 朝倉小学校・初瀬小学校・桜井東中学校を統合
・施設分離型の義務教育学校（特認校として指定）の開校 |
| 令和10～12年度 | 既設校舎を仮設校舎として利用
・朝倉小学校・桜井東中学校校舎を仮設校舎として利用 |
| 令和13年度 | 施設一体型の義務教育学校（特認校）の運営開始 |

4まとめ（3）



＜開校までのスケジュール＞

事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	開校
										小中一貫教育 グランドデザイン策定
【基本構想】 前期実施計画	■実施計画策定			■実施計画 改定						
【各種委員会】 開校準備委員会		■実施計画改訂（案）を地域に示し、 その後に実施するパブリックコメントを 踏まえて策定		義務教育学校開校準備委員会 (2年間)		朝倉小学校・初瀬小学校・桜井東中学校を統合 施設分離型の義務教育学校の開校 既存校舎を仮設校舎として利用				施設一体型 の義務教育 学校（特認 校）の運営 (初瀬小學 校敷地)
【設計業務】 施設基本計画 長寿命化設計 長寿命化工事等 【工事関係】 長寿命化工事等				義務教育学校 施設基本計画 策定	初瀬小学校校舎・屋内運動場 長寿命化改修設計等 (2年間)	初瀬小学校校舎・屋内運動場 長寿命化改修工事等 (2年間)	朝倉小学校校舎を仮設校舎として利用			校舎解体工事 等
【付随する工事等】 ●その他 桜井東中学校 解体に係る調査 解体設計 解体工事							桜井東中学校校舎を仮設校舎として利用			